

北広島町地域公共交通会議分科会の委員について

1. 分科会の委員

北広島町地域公共交通会議分科会運営規程第3条第2項

委員は次に掲げるものとする。

- (1) 北広島町地域公共交通会議委員の中から北広島町地域公共交通会議会長が指名する者
- (2) 北広島町地域公共交通会議会長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

2. 設置する分科会

運賃協議に関する分科会

3. 委員の指名

- (1) 当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者
- (2) 関係住民代表
- (3) 広島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 北広島町長またはその指名する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者) 運行の
運賃協議に関する分科会委員名簿

(任期 令和5年12月1日～令和6年11月30日まで)

	所 属 等		役 職	氏 名
1	乗合事業者	当該運賃等を定めようとする、 旅客自動車運送事業者	代表取締役	代表者
2	住民代表	芸北地域振興協議会		長廣 修
3	住民代表	大朝地域協議会		岡本 洋平
4	住民代表	千代田地域づくり協議会		大下 正則
5	住民代表	豊平地域自治振興会		松本 一樹
6	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	中井 孝司
7	北広島町	北広島町建設課	課長	竹下 秀樹
※8	広島市	道路交通局都市交通部	課長	門出 賢太郎

※広島市に係る協議事項のみ

事務局長	北広島町まちづくり推進課	課長	矢部 芳彦
事務局	北広島町まちづくり推進課	係長	土井 孝行
事務局	北広島町まちづくり推進課	主任主事	佐々木 敏弘

(有)総合企画コーポレーション運行の運賃協議に関する分科会

委員名簿

(任期 令和5年12月1日～令和6年11月30日まで)

	所 属 等		役 職	氏 名
1	乗合事業者	(有)総合企画コーポレーション	代表取締役	松田 直志
2	住民代表	芸北地域振興協議会		長廣 修
3	住民代表	大朝地域協議会		岡本 洋平
4	住民代表	千代田地域づくり協議会		大下 正則
5	住民代表	豊平地域自治振興会		松本 一樹
6	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	中井 孝司
7	町	北広島町建設課	課長	竹下 秀樹
8	広島市	道路交通局都市交通部	課長	門出 賢太郎

事務局長	北広島町まちづくり推進課	課長	矢部 芳彦
事務局	北広島町まちづくり推進課	係長	土井 孝行
事務局	北広島町まちづくり推進課	主任主事	佐々木 敏弘

(有)豊平交通運行の運賃協議に関する分科会 委員名簿

(任期 令和5年12月1日～令和6年11月30日まで)

	所 属 等		役 職	氏 名
1	乗合事業者	(有)豊平交通	代表取締役	上原田 信司
2	住民代表	芸北地域振興協議会		長廣 修
3	住民代表	大朝地域協議会		岡本 洋平
4	住民代表	千代田地域づくり協議会		大下 正則
5	住民代表	豊平地域自治振興会		松本 一樹
6	国	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	中井 孝司
7	町	北広島町建設課	課長	竹下 秀樹

事務局長	北広島町まちづくり推進課	課長	矢部 芳彦
事務局	北広島町まちづくり推進課	係長	土井 孝行
事務局	北広島町まちづくり推進課	主任主事	佐々木 敏弘

北広島町地域公共交通会議分科会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北広島町地域公共交通会議設置要綱第11条の規定に基づき、北広島町地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、北広島町地域公共交通会議で協議される事項について専門的な調査、検討を行い、その結果を北広島町地域公共交通会議会長へ報告する。

(組織)

第3条 分科会は分科会長と委員で組織する。

- 1 分科会長は委員の互選とする。
- 2 委員は次に掲げるものとする。
 - (1) 北広島町地域公共交通会議委員の中から北広島町地域公共交通会議会長が指名する者
 - (2) 北広島町地域公共交通会議会長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。

(会議)

第5条 分科会は、北広島町地域公共交通会議会長が招集する。
2 分科会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は北広島町役場まちづくり推進課において処理する。

附 則

この告示は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。